

「宗越園短期入所生活介護事業所」

「特別養護老人ホーム宗越園（空床型）」

重要事項説明書

社会福祉法人宗越福祉会が運営する当事業所は介護保険の指定を受けています。

宗越園短期入所生活介護事業所（介護保険事業所番号 3470700257）

特別養護老人ホーム宗越園（介護保険事業所番号 3470700299）

当事業所は、ご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも、サービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業の目的と運営方針
2. 事業者の内容
3. サービスの内容
4. 利用料金
5. サービス利用に当たっての留意事項
6. 非常災害対策
7. 緊急時の対応
8. 事故発生時の対応
9. 守秘義務に関する対策
10. 利用者の尊厳
 11. 身体拘束の廃止
 12. 虐待防止について
 13. ハラスメントの防止
 14. 感染症対策について
 15. 業務継続に向けた取り組みについて
 16. 苦情の受付について
 17. 利用中の医療の提供について
 18. 損害賠償について
 19. 個人情報の使用に係る同意について

1. 事業の目的と運営方針

要介護又は要支援状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護サービスを提供することにより要介護又は要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 事業者及びサービスの地域

事業者名 社会福祉法人宗越福祉会
事業所名 宗越園短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム宗越園
サービス種類 指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
指定番号 宗越園短期入所生活介護事業所 3470700257
特別養護老人ホーム宗越園 3470700299
所在地 広島県竹原市吉名町宗越793番地
管理者の氏名 伊藤 大悟
電話番号 (0846) 25-1900
FAX 番号 (0846) 25-1005
提供できるサービスの地域 竹原市内 東広島市等近隣市町

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	職員配置	備考
管理者	業務の一元的な管理	1名	
嘱託医師	健康管理及び療養上の指導	1名以上	非常勤
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上	常勤
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	3名以上 (常勤換算)	介護職員と看護職員を合わせて、ご利用者
介護職員	介護業務	19名以上 (常勤換算)	3人に対して1名を配置
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名以上	常勤

(3) 設備の概要

宗越園短期入所生活介護事業所定員 8名 (介護予防含む)
特別養護老人ホーム宗越園定員 50名 (介護予防含む)

○居室

4人部屋 15室 (ショートステイ専用居室2室)
2人部屋 1室
静養室 1室

○食堂

ご利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、ご利用者の全員が使用できるテーブル・椅子・箸・食器類を備えます。

○浴室 2室（一般浴室、機械浴室）

浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

○洗面所及び便所

各居室及び必要に応じて各所に洗面所や便所を設けます。

○機能訓練室 1室（食堂と兼用）

ご利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

①短期入所生活介護計画の立案

ご利用者が相当期間以上にわたり継続して利用する場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画をご利用者に交付します。

②食事

- ・食事はご利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。
- ・食事の時間は、次の通りです。

朝 食 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0

昼 食 1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 5 0

夕 食 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

③入浴

週に2回以上入浴していただきます。ただし、ご利用者の体調等により、休浴や曜日変更又は清拭となる場合があります。

④介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関する事等の相談に応じます。

⑦健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本のご家族に対応いたします。ただし、ご利用者開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

(2) その他のサービス

①理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、ご利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出ください。1回1,650円(顔剃り込み2,000円)

②所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願いいたします。

③レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。(利用期間中に行われる場合)

④売店

毎週木曜日、嗜好品の販売を行っております。料金は販売業者へ直接又は事業所での立替によりお支払いいただきます。(利用期間中に行われる場合)

4. 利用料金

(1) 基本料金（1日あたり）

短期入所生活介護

下記料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 6,030円	要介護2 6,720円	要介護3 7,450円	要介護4 8,150円	要介護5 8,840円
2. うち、介護保険から給付される金額 (負担割合により変動有)	5,427円	6,048円	6,705円	7,335円	7,956円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2） (負担割合 2割) (負担割合 3割)	603円 1,206円 1,809円	672円 1,344円 2,016円	745円 1,490円 2,235円	815円 1,630円 2,445円	884円 1,768円 2,652円
4. 食事に係る自己負担額	朝580円 昼720円 夕700円（合計2,000円） 但し利用者負担段階により減額されます。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 第1段階の方 300円 第2段階の方 600円 第3段階① 1,000円 第3段階② 1,300円 </div>				
5. 居住費に係る自己負担額	居住費1,055円 但し利用者負担段階により減額されます。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 第1段階の方 0円 第2段階の方 430円 第3段階①② 430円 </div>				

加算料金等

ア 送迎加算（片道）	184円	368円（2割）	552円（3割）
イ 夜勤職員配置加算	13円	26円（2割）	39円（3割）
ウ サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円	36円（2割）	54円（3割）
（介護福祉士の占める割合が60%以上であること）			
エ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に14%を乗じた単位数		
オ 看護体制加算Ⅰ（空床型のみ）	4円	8円（2割）	12円（3割）
看護体制加算Ⅱ（空床型のみ）	8円	16円（2割）	24円（3割）

介護予防短期入所生活介護

下記料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

基本料金（1日あたり）

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,510 円	要支援 2 5,610 円
2. うち、介護保険から給付される金額 (負担割合により変動有)	4,059 円	5,049 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2） (負担割合 2割) (負担割合 3割)	451 円 902 円 1,353 円	561 円 1,122 円 1,683 円
4. 食事に係る自己負担額	朝 580 円 昼 720 円 夕 700 円 (合計 2,000 円) 但し利用者負担段階により減額されます。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 第 1 段階の方 300 円 第 2 段階の方 600 円 第 3 段階① 1000 円 第 3 段階② 1300 円 </div>	
5. 居住費に係る自己負担額	居住費 1,055 円 但し利用者負担段階により減額されます。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 第 1 段階の方 0 円 第 2 段階の方 430 円 第 3 段階①② 430 円 </div>	

加算料金等

ア 送迎加算（片道）	184 円	368 円（2割）	552 円（3割）
イ サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 円	36 円（2割）	54 円（3割）
ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に 14% を乗じた単位数		

(2) その他の費用

①レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金 材料代等を実費いただきます。

②複写物の交付

ご利用者は、サービス利用についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、1枚につき10円をご負担いただきます。

③電気器具の使用

ご利用者の希望のより、在宅酸素器等の電気器具を使用することができます。

利用料金 1日あたり30円

④通常の送迎の実施地域以外への送迎

通常の送迎の実施地域以外への送迎を行う場合は、通常の送迎の実施地域を越えた地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費としてご負担いただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者がご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日頃までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 毎月26日に前月分利用料金を利用者本人の指定口座から引き落としとして支払い。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日とする。2. 残高不足等により指定口座からの引き落としができなかった場合は、翌月の7日までに宗越園短期入所生活介護事業所が指定する金融機関の口座振替での支払い |
|---|

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①ご利用者は又はそのご家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報下さい。
- ②ご利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。
- ④従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

従業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上ご利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の廃止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご利用者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待防止について

事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ② 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：所長 氏名 伊藤大悟

1 3. ハラスメントの防止

①雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の防止の為に雇用管理上の措置を講じます。

②契約者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。

- ア 従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）。
- イ 従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）。
- ウ 従業者に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為等）。

1 4. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、まん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為に対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延予防の為に指針を整備しています。
- ⑤ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為に研修及び訓練を定期的実施します。

1 5. 業務継続に向けた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 苦情の受付について

社会福祉法人宗越福祉会が提供する福祉サービスに対する苦情を適切に対処するため、下記のとおり苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員及び苦情解決の方法について定めております。

	役 職 員	氏 名	連 絡 先	
苦情解決責任者	宗越福祉会理事長 ケアハウス宗越苑施設長 むなこし居宅介護支援事業所所長 在宅介護支援センターむなこし 特別養護老人ホーム宗越園副施設長	西川 洋美	0846-25-1900	
	特別養護老人ホーム宗越園施設長 短期入所生活介護事業所所長 居宅介護支援事業所管理者	伊藤 大悟	0846-25-1900	
	宗越通所介護事業所所長 むなこし訪問介護事業所所長 特別養護老人ホーム宗越園事務長	西川 浩	0846-25-1900	
苦情受付担当者	施 設	介護支援専門員	西岡 賢一	0846-25-1900
		生活相談員	久保谷 雅	0846-25-1900
		ケアハウス宗越苑相談員	村上 明美	0846-25-1968
	在 宅	事業主任	橋本 真幸	0846-25-1966
		むなこし居宅介護支援事業所	橋本 真幸	0846-25-1966
		宗越通所介護事業所	峠之内 照子	0846-25-1966
		むなこし訪問介護事業所	井手元 真弓	0846-25-1933
在宅介護支援センター むなこし	山下 和子	0846-25-1966		
第三者委員	宗越福祉会評議員	八代 恵子	0846-28-0627	
	宗越福祉会監事	阿波村 英樹	0846-22-0077	

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面（意見箱設置）などにより苦情受付担当者が随時受け付けします。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申立人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- イ. 第三者委員による苦情内容の確認
- ロ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ハ. 話し合いの結果や改善事項等の確認
- ニ. 苦情に対する再発防止策の策定
- ホ. 苦情内容・話し合いの結果、改善・再発防止等の記録の作成

当法人で解決できない苦情は、下記に申し立てることができます。

竹原市役所市民福祉部地域支えあい推進課介護保険係

竹原市中央5丁目6番28号

電話番号 (0846) 22-7743 FAX (0846) 23-0140

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

東広島市役所健康福祉部介護保険課

東広島市西条栄町8番29号

電話番号 (082) 420-0937 FAX (082) 422-6851

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

広島県国民健康保険団体連合会 (介護保険課)

広島市中区東白島19番49号 国保会館

電話番号 (082) 554-0783 FAX (082) 511-9126

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

17. 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記の医療機関において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものではありません。)

○嘱託医

医 師	馬場広医師 馬場麻好医師
-----	--------------

○協力病院

医療機関名称	馬場病院
所 在 地	竹原市下野町1744
医療機関の名称	県立安芸津病院
所 在 地	東広島市安芸津町三津4388

○協力歯科医院

医療機関の名称	石井歯科クリニック
所在地	竹原市竹原町3078-14
医療機関の名称	三好歯科医院
所在地	竹原市竹原町3552-7

18. 損害賠償について

当事業所において、施設の責任によりご利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を勘案して減額することが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

19. 個人情報の使用に係る同意について

①利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

②利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合
- (9) 実習生受入れによる介護記録等閲覧使用

③使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

宗越園短期入所生活介護事業所又は特別養護老人ホーム宗越園（空床型）が提供する指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの開始に当り、ご利用者に対して本書面に基づいて重要事項及び個人情報の使用方法についての説明を行いました。

<事業者>

所在地 広島県竹原市吉名町宗越793番地

事業者 社会福祉法人宗越福祉会

理事長 西川 洋美

説明者

印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定（介護予防）短期入所生活介護サービスについて重要事項説明及び個人情報の使用方法についての説明を受け同意しました。

<本人または代理人>

住所

氏名

印

<家族または身元引受者>

住所

氏名

印

続柄